

「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」に対する主な意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

寄せられた主なご意見等の概要	国土交通省の考え方
<p>安全性が確保されていれば連節バスのような輸入車の導入がしやすくなるので非常口の基準緩和に賛成です。</p>	<p>改正概要どおり安全性が確保されている場合には、基準緩和が行えるように改正することにより対応したいと考えております。</p>
<p>連節バスは国内では製作されておらず、輸入に頼らざるを得ないため、外国製の優れたバスの導入がよりし易くなるよう、海外のバスの非常時における脱出方式について、その脱出性・安全性が国内のとびら方式の非常口と同等と確認出来る場合には、非常口について基準緩和として取り扱いが出来るようになることは賛成である。</p>	<p>今回の改正は基準緩和を行っても安全上支障が無いと判断できた場合に限り、基準緩和を行えるようにするものです。具体的には、今回対象としている連節バスについては、実証実験を通じて脱出性に関してとびら方式と安全性が同等以上であることを確認しており、特段の問題は無いと考えます。</p> <p>なお、当該連節バスは欧州の非常口に関する基準に適合しています。</p>
<p>非常口の仕様比較表を見て保安基準と今回対象の連節バスとの安全性が同等以上とはとても思えません。</p> <p>特に、非常口の要件と脱出性について年配の方や子供、怪我をした人が非常口を使うような状況で非常口を使って逃げられるとは思えません。</p> <p>公共交通で使うような車に安全性に係わる法律を基準緩和するべきではないと思います。</p>	<p>今回の改正は基準緩和を行っても安全上支障が無いと判断できた場合に限り、基準緩和を行えるようにするものです。具体的には、今回対象としている連節バスについては、実証実験を通じて脱出性に関してとびら方式と安全性が同等以上であることを確認しており、特段の問題は無いと考えます。</p> <p>なお、当該連節バスは欧州の非常口に関する基準に適合しています。</p>